

潜在化しやすい家庭内での暴力事件（児童虐待，DVなど）の病理を分析し，私的領域である「家庭」への公的介入および支援のありかたについて，この問題に熱心に取り組む犯罪社会学者，刑事法学者，精神科医，関連地方自治体•NPO法人職員などとの協働による，パネルディスカッションを行います。専門家との議論を通じ，市民の方々にも，この問題に取り組む必要性と難しさを考えていただきたく機会を提供したいと考えています。
見たいと考えています。さらに，家庭内暴力 に対する法的規制の差異に基づく，事案対応の違いを概観します。

奥山眞紀子

（国立成育医療センターこころの䚲療部 部長）子ども虐待の急増はとどまるところを知りま せん。それにより，子どもは心身共に傷つき，時には障がいを残すことすらあります。子ど もが死亡した場合でも，加害者が母親か父親 か分からなかったり，不起訴と判断され犯罪 と認められにくいこともあります。一方，犯罪者として刑に服させたとしても，虐待をしな い親になれるわけではありません。子どもの権利や福祉の立場に立って，子どもの心の発達の保障を考えた時，犯罪とみなすのが良いのか支援の対象とすべきなのかは議論が あります。当日は，事例をあげながら，犯罪とした扱うメリットとデ メリットについての考えを分かち合いたいと考えます。
 1990年代，米国では児童虐待統計件数が 50\％近く大幅に減少しました。25年に及ぶ国をあげての努力が実を結んだと報告され ています。日本が虐待件数の減少を見るまで にはまだ多くの取り組みと制度作りが不可欠 であると言えます。とりわけ深刻な虐待ケー スに裁判所が直接関与する法制度の必要性を，虐待する親のMY TREE ペアレンツプログ ラムの8年間の実践から提示したいと考えています。

大津 恵き（女性の家HELP 前ディレクター）
DV防止法が施行され7年が経過し，DVに対 する認識は広まりました。それでも4人に1人の女性が何らかのDVを受け，3日に1人が殺されています。女性や子どもが安心して生活するには地域社会で孤立しないような取り組みが必要です。関係機関のネットワークが必要です。HELPではシェルタ一利用者の子 どもの虐待調査をしました。その結果，暴力 の現場を見て育った子どもたちには早期のカンセリングが必要で あることが分かりました。

戸へ各 久子（千葉県健康福祉部 次長）


千葉県では，「一人の人間としての尊厳の確保」 を重要施策と位置づけています。特に，家庭 における子どもや高齢者等に対する虐待，配偶者間の暴力など複雑かつ深刻化している問題に対応するため，市町村はじめ，福祉•保健•医療等の機関や民間団体が相互に連携し，そ れぞれの特徵や専門性を発揮しながら被害者や家庭への支援を図るとともに，暴力を容認しない地域づくりを進めています。そこで，具体的な施策や現場 での取り組みについて紹介させていただきます。

## 戒能 民江（お茶の水女子大学大学院 教員）

2度にわたるDV防止法改正を経て，日本にお けるDV防止•支援政策はセカンドステージを迎えました。しかし，安全確保や生活再建支援，加害者責任など課題は山積しています。DV は「女性に対する暴力」と「家族における暴力」 が交差する問題であり，その構造の解明に基 づく政策的対応のありかたが問われます。本報告では，韓国•台湾の法制度を参照し，DV と子ども虐待対応の独自性を考慮しながら，両者の協働•連携シス テムの可能性を検討します。

## コメンテーター／内山 絢子（珀大学）



参加お申し込みは，FAXまたは郵送でお申し込みください。申込期間：9月16日（火）～10月16日（木）専修大学法科大学院 岩井宜子研究室 〒101－8425 東京都千代田区神田神保町3－8 FAX 03－3265－6962 問い合わせ先：koukaisympo2008＠yahoo．co．jp


